

定法書の研究*

— 系統的分類について —

The research of the Jyouhoushyo
About the systematical classification

篠田哲昭**

by Tetuaki SHINODA

概 要

本稿は、封建制度下における定法（狭義には工事仕様歩掛、広義には土木行政）の推移と、定量的に表現された定法書を幕府普請機構の御殿詰・四川用水方・在方の三課に対応させ、系統分類を試みたものである。

1. はじめに

普請の定法は人間が住居を作ったときから存在したと思われる。したがって農民の耕作技術を説く農書の中には防水技術の記述がみられる。「百姓伝記」などがその例である。

また地方書は封建制度下にあつて、幕府の行政官が支配階級の立場で、年貢米収集の論理を説いたものであるが、農書と同じく普請の項が設けられている。

このような農書や地方書はいずれも地域性の濃いものであり、それを普遍的な全国統一標準仕様積算書、いわゆる定法をもって最初に中央支配を意図したのは、「土木普要集」の記録からも⁽¹⁾享保期の井沢弥惣兵衛らということができる。

積算の流れは、まず工事が必要となった場合、代官所の手代が下目論見を行い、その額を勘定所担当方に報告し、御普請役が査定・実施に移すものであった。

その御普請役は、1746（延享3）年勘定所が三課に分課され⁽²⁾、御勘定所詰・四川用水方・在方に分かれた。

以後各者の担当域で、必要な定法を用いて工事が行われたものと考えられる。

勘定所の内部記録である「刑賤須知」には、1755（宝暦5）年四川用水方と在方に対して、定法調査が行われたこと、また1791（寛政3）年には美濃に対する定法調査が行われたことが記されている⁽³⁾。この記録は、前出の四川用水方・在方の定法と美濃国法定法の存在を示すものである。

本稿では各課に対応する定法書の定義をつぎのように仮定した。

- ・御殿詰は、全国的な内容が記載されている。
- ・四川用水方とは、江戸川・鬼怒川・小貝川・下利根川、館林領・羽生領・騎西領権現川等、関東地方一円

を指し⁽⁴⁾、河川流域は緩流部である。

四川用水方系の定法書は、上記の地域に関した治水定法や用水（取水）仕法について記載されている。特に関東特有の土出・羽口等の水制や護岸水制が使用されている。また樋橋については江戸切組が採用されている。

・在方とは、東海道五川（富士川・安倍川・大井川・天竜川・酒匂川）⁽⁵⁾と甲州地方を指す。

在方系の定法書は、主として東海道五川や甲州で用いた治水定法（多様な水制）が記載されている。特に大籠出や甲州地方の牛杵類（棚牛、大聖牛等）が収録されていることに特長をもつ。

このような特長を基に定法書の系統分類を行い、さらに、筆写年代の明らかな「治水図彙」や「地方凡例録」・「地方大成録」の記述内容を比較対照し、三書の系統特定を試みた。

2. 定法書と関連諸誌

農書と地方書の諸誌名を知るために、「朴・近世地方書の成り立ちについて」⁽⁶⁾所収の表1「近世地方書」を使用した。

農書は農民の農業技術の向上、地方書は農民支配を目的とするものである。前書はそれを混同しているのに注意が必要である。またこれらの地方書は藩あるいは直轄領の地方行政のため編まれたもので、その一部は普請の仕法、とくに夫役人足の算定を目的として、出発したものと考えられ、限定した地域を対象としていた。

その後享保期に入り、新田開発の気運によって官書としての定法書が登場する。定法書の書目を知るには、松田万智子氏の「御普請定法書について」⁽⁷⁾所収「定法書現存一覧表」がある。表にも明らかであるが、大部分は筆写年代が不明である。また定法書は追録される性格上、年代確定は非常に困難である。

以下、論考に用いた諸書について特長を挙げ、定法

* Keyword 江戸期、普請定法、積算書

**正会員 北海道環境福祉専門学校

(〒071-1497 北海道上川郡東川町進化台)

書の系統を考察する。

(1) 寛文版「地方聞書」 寛文8年(1668)

これは刊本で1668(寛文8)年に出版されている。この本の成り立ちについては、所三男の研究がある⁽⁸⁾。同氏の考証によれば地方に精通した役人が著者であるという。文中に「羽口にて川を築切る事は、いにしへより伊奈の家にかうしや(巧者)多し。世間此伝をまなび得て、今は伊奈家におとらぬかうしや(巧者)余にあまた之れ有り。下略」とある。

さらに同書には「堰の筑切は皆萱羽口に仕立て能」、「惣別羽口の仕初にはえだ木、竹を敷、その上を萱羽口の拵る也」等、関東独特の工法が記されている。伊奈系定法の原点と考えられ、四川用水方定法に継承されているものと思われる。

(2) 「大畑才蔵地方普請覚書」⁽⁹⁾ 元禄年間

井沢弥惣兵衛は、1722(享保7)年紀州から「普請巧者成る者、召出被れ」、御普請役を統率し、新田開発に当たっている。⁽¹⁰⁾ その当時普請の仕法として採用したのは、本書であると思われる。在方系の定法書には紀州流溜池の事など本書から採用を示す痕跡が残されている。また四川用水方系の定法にも、火樋の関東流と紀州流などが採用されていることによって、その形成に影響を及ぼしたことが認められる。

(3) 「刑牋須知」 慶応大学所蔵

記録年 享保8年～文政2年(1723-1819)

本書は幕府勘定所の私撰内部記録集と思われ、全十一巻からなる。普請の記録は第八・九巻に記載されている「諸国川除御普請並潰地等の類」に収められている。

技術的な定法が記録されているのは、四五九・四六一・四六二・四七〇・四七三・四七四である。四六二には、在方と四川用水方の定法が書かれており、各系統の特長を見ることができる。

四六二の末尾には

但、濃州御普請国法の儀は、私共方には相知り申さず候に付、申上げず候。

一、関東並に上方筋共、高割人足其外仕来の儀は、承け及び候迄にて、私共方にて、取扱仕らず候に付、申上げず候。右は此度御尋に付、私共定掛場所御普請定法、其外積方等の儀、有増書面の通りに御座候。依之申上候。 以上

宝暦5亥年八月

と記されており、四川用水方、美濃方と在方の三定法が存在することが示されている。

四川用水方では樋橋切組方棟梁によって、使用される火樋が工場製作されているが、同書の四六二には「蔭

人足積方の儀は関東の外には定法と申儀御座無く候」とあり、1755(宝暦5)年には樋橋切組方大工棟梁の存在があったかに見える。

(4) 「御普請一件被仰渡書」 県立長崎図書館所蔵

本書は勘定所からの法令集である。集録者は1779(安永7)年の通達に対する勘定所への受取書に、揖斐勤負手代久保数右衛門、外出役一同と連印があり、代々の手代が収録したものと思われる。以後郡代羽倉権九郎、塩谷大四郎、寺西蔵太⁽¹¹⁾らと、代々の手代によって申渡が追録され、最終は長崎代官に転じた高木作右衛門⁽¹²⁾の天保12年の記録を以て終わっている。

(目次は紙面の都合上省略)

本書の構成

項目	年代	内容
前集	享保17年-安永7年	普請に関する法令集
後集	享保8年-明和6年	普請に関する実施要領集
追録	安永7年-天保12年	以後の普請取扱要領集

前述した「刑牋須知」と比較すると、村役負担、国役普請に関する事項、村方に対する浚いの励行等の触などは同様に記載されている。しかし前集にある安永7年の法令は「刑牋須知」には収録されていない。

また、「刑牋須知」が比較的事項別に集録されているが、本書は編年的に追加集録されている。

系統に関係する記述は、1743(寛保3)年の申渡に、「只今少々破損にも江戸火樋屋より木取下拵いたし相廻候所も有之不益の御入用相掛不埒に候」と書かれている。これは寛保3年には江戸火樋屋があったことを示している。この火樋屋が後の樋橋切組棟梁の先駆けなのかは現時点では不明である。

(5) 「地方大成録(巻十三・十四・十五)」

天明3年 鹿児島大学所蔵

本書は全十五巻から成り、末尾の巻十三から巻十五が普請の定法書である。地方書の本来の役割である、地方行政の指導書と比較すると、まったく異質なものである。この巻十三から巻十五は、本文成立後に附録として、本文の意図とは異なる普請役の定法書として追加されたものではないかと考えられる。

すなわち普請担当の設計積算定法書ではないかと思われるのである。

この「地方大成録」の著者は、首巻に「老父」と記述があり、これは岡田庄太夫(西国郡代-勘定吟味役)を指すと思われ、岡田庄太夫のゆかりの者であると思われる。

全体の構成はやや雑然とした感があるが、

- ① 諸材料積方 (01-22)
- ② 土工・橋梁の積方 (23-32)
- ③ 護岸用水構造物の積方 (33-82)

④ 算法と実例集 (83-123)

という区分ができる。(目次は紙面の都合上省略)

定法系統の上からみると、明らかに四川用水方系の定法書と考えられる。

理由として、NO. 09 (新規樋類関桙並修復大工人足掛積方) に江戸切組が収録されていること。また四川用水方の地域的特長を有する構造物が収録されていることである。

NO. 49、50、51、52—萱洗堰積方・丸太洗堰積方
・小丸太堰積方・箆洗堰積方
さらに、NO. 122 (御材木永) の記録である。

安永三年年直段

御林木尺ノ 一本 永六百八十文

是は時々増減之れ有り候間、岡田次助目論見の
節、聞き合わす可き事

と樋橋切組棟梁岡田次助の見積りがある。

また

天明三卯年六月朔日岡田 (より承る)

以樋戸前斗り修復 大工懸り

尤四川方目論見帳へ突合候処、右大工懸、左
の通目論見之れ有り候。 (以下直段書、略)

とあり、四川用水方系の特長を満たしている。

同書は地方書として勘定方や代官等の農政の参考に書かれたものと思われるが、この部分を切り離しても十分普請役の定法として通用する優れた書である。

(6) 「地方凡例録」(大倉本) 寛政6年 大石久敬
高崎藩士大石久敬の著という。大石久敬については、滝本誠一氏の大倉本「改正地方凡例録」の解説にゆずる。

全編は

普請の部	(01-02)
護岸・水制の部	(03-18)
用水の部	(19-25)
橋梁の部	(26-32)
土工の部	(33-51)
諸表の部	(52-59)
結論	(60)

とに区分されている。(目次は紙面の都合上省略)

系統的には、護岸水制の部及び用水の部等の記述により、四川用水方系の書と考えられる。四川用水方に携わる者は、本書の普請部分を定法書として使用していたかに思われるのである。とくに用水の部、関桙の項には江戸切組が記述されている。

(7) 木曾川記録⁽¹³⁾ 主として寛政期

美濃国法をみるには、1791 (寛政3) 年に行われた定法調査の勘定所への回答を記した郡代鈴木門三郎の

報告は重要である。

濃州御料所村々堤川除井堰溜池川浚内郷樋橋
御普請国法の儀御尋に付申上候⁽¹⁴⁾

〈前略〉

右は濃州御料所村々堤川除井堰溜井浚川浚内郷並樋橋御普請仕来国法仕来の儀、申上げ可く旨御尋に付、相札候処、書面の通御座候。尤享保十七子年辻甚太郎美濃郡代の節、国法の儀御尋之れ有り、其節百年以前岡田将監郡代相勤候節、色々勘弁仕吟味の上、国法相極置連々御普請に仕来候段申上、御附紙相済取計来候。然る処、宝暦四戌年青木次郎九郎郡代の節、国法の儀御ケ条書面を以申上取計来候処、猶又此度御尋に付、書面の通書上申候。

以上

寛政三亥年十一月

鈴木門三郎

美濃国法の一例として

土取人足 濃州国法・諸国定法 間数、差引御徳用の積り⁽¹⁵⁾

一、土一坪 六尺五寸六面 濃州国法
一尺六面にノ

此才二百七十四才六分二厘五毛

但土取十八間一人掛り

此貫目二千七百四十六貫二百五十目

但一才十八貫目

右一人十貫目持、歩数二百七十五度、但往返にて三十六間堀方築手間芝附手間を片道に積十八間を加、合五十四間、長延一万四千八百五十間、此里数六里三十一町余。

一、土一坪 六尺六面 余国定法
一尺六面にして

此才二百十六才

但一町三人懸の割を以二十間一人掛

此貫目二千六百六十貫目但一才右同断

右一人十貫目持、二百十六度往返、四十間へ前条の積り二十間加六十間長延二百十六町、此里数六里、差引三十一町余濃州国法の方間数多く歩候積り右国法才数差引五十八才余多き分、坪に詰二合七勺之れ有り候、此分を加候得は一坪二合七勺に成候、諸国定法一町三人懸り為持候得は三人八分余に当候、濃州国法にては一町三人三分余に当候、差引五分御徳用に相見へ候。

一、右の通候処、濃州の儀は真土少く過半砂交り候場所故、土掘起持運共粉に成に付、余国と違達者成人足も土目多持候事相成ず候付、此上人足相減かたく候。此書付は江戸役所迄遣之、御答書にて御合、無之時出し候積

このように美濃は岡田郡代の時代から美濃国法があり、1間は6尺5寸の京間を採用している。

(8)「普請積要書」 国立国会図書館蔵
文政8年 森本延有

本書は1825(文政8)年と写本年代が明らかな定法書である。

構成は

- ① 土工の部 (01-09)
- ② 護岸水制の部 (10-36)
- ③ 杵樋・橋梁の部 (37-52)
- ④ 算法等、雑の部 (53-68)

となっている。(目次は紙面の都合上省略)

下記の1850(嘉永3)年写本の「治水図彙」と比較すると①～③はほぼ同一であると認められる。このうち62～66は本来③に含まれるもの(欠落部分)を後日追録したものと考えられる。したがって「治水図彙」が善本と考えられ、本書は異同本ということができる。

系統はNO.17(駿州富士川・安倍川・大井川・大籠出の事) NO.25(甲州筋大梓出の事) NO.39(紀州流新溜池築立の事)等の記述から在方系の定法書である。

(9)「治水図彙」 神宮文庫蔵
嘉永3年 山県寿三郎所有本

本書は在方系の江戸末期の定法書である。

この構成は

- ① 土工の部 (01-10)
- ② 護岸水制の部 (11-36)
- ③ 橋梁の部 (37-43)
- ④ 用水杵樋等の部 (44-49)
- ⑤ 諸材料等の早見表の部 (50-57)
- ⑥ 追録 (58-59)

となっている。(目次は紙面の都合上省略)

本書は実に整然とした内容で構成されており、勘定所制定の原書が忠実に伝えられたとみられる。内容は前出の「普請積要書」と同一であり、完成された在方系の定法書である。

(10)「堤防橋梁積方大概」 国立国会図書館蔵
明治4年

本書には旧幕府普請方の用いたものをそのまま転録したとあり、江戸期の定法を見ることができる。また木積目的と記述があり、本書は定法書でなく仕様書である。内容は広く四川用水方、在方、美濃の仕様が記載されており、御殿詰系の仕様書とみられる。(目次は紙面の都合上省略)

(11)「吹塵録」⁽¹⁸⁾ 明治20年

本書上巻の「治水の部」には上方紀州関東三流普請仕法が記載されている。その中の大工人足掛に江戸切

組があり、四川用水方の特長を示している。また紀州流杵樋の仕様も記述されており、在方の特長も兼ね備えている。さらに美濃系の仕様もあり、この書は普請全体を司る御殿詰系の定法書と見ることができる。

ゆえに本書の資料提供者は旧幕府の御殿詰御普請役になるものとみられる。大綱を良く要約しているが、細部が略されているのが惜しまれる。

(目次は紙面の都合上省略)

(12)「治河要録」 国立公文書館蔵

本書は全八巻からなり、河川に関する技術が書かれている。内容は四川用水方、在方、美濃等に関しており、各特長を見ることができる。また江戸期の文献を多数引用しており、本書は定法書探索にとって実に貴重である。以下5項目以上引用している書目を掲げる。

下記のうち失われたものもあると思われるが、管見にして及ばない。調査の手かかりとしても貴重な書である。

引用書物	個所数
普請目論見明細書	33
地方凡例録	19
御普請大概集	12
地方大成録	11
川除樋類規矩準繩記	9
家記	8
地方竹馬集	8
地方秘用	8
定法並諸材料根伐書	8
牧民秘用	7
四川用水方杵樋仕様定法書	7
御普請役元締直井半六書上	6
御普請方改役馬場佐五衛門書上	6
在方・四川用水方・美濃国御普請定法書	5
在方・四川用水方定掛定法書	5

以上の12冊の書に記述されている内容から定法書は在方・四川用水方・美濃系と3系統の存在が確認できる。また御殿詰系定法書として、(10)(11)(12)の書を記したが、御殿詰系定法書の定義に不明な点があり、仮説としたい。今後の課題である。

3. 定法書の比較

(1)「治水図彙」と「地方大成録」との比較

前項において「治水図彙」は在方系、「地方大成録」の十三巻以下は、四川用水方系の定法が多く取り入れられている事を述べたが、両書の構成を大まかに比較すると、下表になる。

「治水図彙」は名の通り、在方の東海道五川の治水に用いられた水制に特長をみることができる。これに対し「地方大成録」は在方定法や、四川用水方の特長

である羽口護岸や洗堰等の用水施設を含んでいる。さらに諸国御用として取り扱ったと思われる、刎橋・橋梁角杭、五幾内筋樋橋関桙修復大工掛積方をも含んでいる。また萱洗堰・丸太洗堰・小洗丸太洗堰・箆洗堰・沈桙・楯桙・合掌桙・続桙・片桙など用水施設構造物をも多数集録している。

このように「地方大成録」の十三巻以下は、四川用水方系定法の記載が多く、四川用水方御普請役の定法書として使用されていたかも知れない。

また、この「地方大成録」の成立期は、1783（天明3）年である。宝暦の定法書制定は事例集の段階にとどまっていたのが、寛政期の改訂にかけて、規格化が進められた時期にあたる。一応全国的共通定法書とみられる。

両書の構成比較表

地方大成録	特 長	治水図彙
天明3年 諸国・御殿詰	羽口 箆洗 水制 刎橋	嘉永3年 東海道五川
土工護岸 13		土工 10 護岸 11
洗堰 4		
牛桙類 23		牛桙類 12 萱出し 3
橋梁 5		橋梁 7
樋類 12		樋類 6
労力歩掛 29		
早見表 37		早見表 8 (金物・木材・材積)
		追録 2

（2）「治水図彙」と「地方凡例録」との比較

両書を対照すると、別表1（紙面の都合上省略）にあるように「地方凡例録」には「治水図彙」には無い刎橋・釣橋・用水・関桙等の記述がある。前項においても述べたが、関桙の項にある江戸切組の記述は在方には無い個所である。さらに土出・立竹等下流部に用いられる水制の記述があり、「地方凡例録」は四川用水方系の定法書といえる。また全国共通定法書として使用されたとみられる。

（3）「地方凡例録」と「地方大成録」との比較

両書は四川用水方系の書と考えられるが、構成を比較すると、下表となる。

「地方大成録」は十三巻～十五巻が設計仕様に関する定法書で構成されている。「地方凡例録」には「地方大成録」の事項が半数取り込まれているが、一般事項に限られており、設計仕様の細部まで記載されていない。

両書の比較

項 目	地方大成録	地方凡例録
成立年代	天明3年	寛政6年
原著者	揖斐十太夫政俊	大石久敬
構 成	一卷～十二巻 地方一般行政	一卷～八巻、十巻 地方一般行政
	十三巻～十五巻 普請関係・定法書	九巻 普請方の事 普請行政一般

このような内容から「地方凡例録」は代官見習の教科書的存在であり、「地方大成録」は定法書として編まれていることが分かる。

また「地方大成録」の十三巻・十四巻を精査すると、記述内容は全国的視野に立って、採録されたものかと推測され、御殿詰普請役が関与して編まれたものではないかと考えられる。

さらに鹿児島大学本の頭注に見えるように、四川用水方御普請役の依拠本であったことは明確であり、記述内容からしても四川用水方系の定法書といえる。

4. まとめ

以上入手、参照できた定法書を、前述した四川用水方・在方の特長を基に記述内容を精査整理した結果、御殿詰・四川用水方・在方・美濃系の定法書が存在することを検証できた。

さらに筆写年代があきらかな「治水図彙」・「地方大成録」・「地方凡例録」の三冊について比較対照を試みた。各定法書の記載項目や内容を前述した各系統の定義と比較し総合的に判断すると、「治水図彙」は在方系、「地方大成録」・「地方凡例録」は四川用水方系の定法書であると判断できる。

また御殿詰系定法書として三冊を挙げたが（仮説として）、御殿詰系定法書として断定できるものはまだ目にする事ができていない。

今後の課題である。

以下に定法書の系統を図示する。

【参考文献】

- (1)「土木工要録」明治19年 p127
- (2)「日本財政経済史料」巻四 p221
- (3)「刑牋須知」四六二
- (4)「日本財政経済史料」巻四 p221
- (5)「日本財政経済史料」巻四 p223
- (6)「日本歴史」平成元年2月号 第489号所収 p42-59
- (7)「資料館紀要第25号」京都府立総合資料館平成9年
- (8)「寛文版地方聞書に就て」社会経済史学第9巻第2号
所収 昭和14年 p73-96
- (9)「南紀徳川史」第十一冊巻の九十八所収 p94-97
- (10)「日本財政経済史料」巻四 p217

- (11) 村上直：「江戸幕府郡代代官史料集」昭和56年
所収「県令譜」p383-385
- (12) 村上直・荒川秀俊編：「江戸幕府代官史料」
昭和50年 所収「県令集覧」 p33

- (13) 「岐阜県史」史料編 近世五
- (14) 「刑賤須知」四六一
- (15) 「岐阜県史」史料編 近世五 p49
- (16) 明治百年史叢書「吹塵録」上巻所収

定法書の系統

	寛文6年 (1668)	元禄期	宝暦5年 (1755)	安永7年 (1778)	天明3年 (1783)	寛政6年 (1793)	文政8年 (1825)	嘉永3年 (1850)	嘉永6年 (1853)	明治4年 (1871)	明治期
勘	寛文版 地方聞書	地方普請 覚書	刑 賤 須 知	御普請 一件被仰渡書	地方大成録(兼)	地方凡例録(兼)			下利根川通仕来帳	堤防橋梁 積方大概	吹塵録・ 治河要録
定	在方・上方・諸国						御普請積要書	治水図彙			
所	美濃	将監国法									
町奉行	旧幕府引継書等諸記録										
道中奉行	地方史記録										